

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	中西 紘士
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
小学校体育科の器械運動領域におけるはね動作習得のための体育科カリキュラムの開発			
論文審査担当者			
主 査 教授 木原 成一郎			
審査委員 教授 樋口 聡			
審査委員 教授 松浦 武人			
審査委員 准教授 大後戸 一樹			
〔論文審査の要旨〕			
<p>2017年に小学校の学習指導要領が改訂され、小学校学習指導要領解説体育編の器械運動領域のマット運動に「首はね起き」「頭はね起き」が新しく例示された。これらの技は、1998年から約20年間基本技にも発展技にも例示されていなかった。これまでの改訂においても、「解説」に新しい技が例示されたことにより、学校現場に大きく影響を及ぼした例が報告されている。そのため、2017年版で新たに例示された器械運動領域の内容に対応した指導に必要な単元計画や教材を開発することは、大きな意義があると言える。</p> <p>本研究の目的は、小学校体育科の器械運動領域の「マット運動」と「跳び箱運動」におけるはね動作を習得するための体育科カリキュラムを開発することである。本研究では、柴田(2000)の述べるカリキュラムの研究における理論的・実践的問題の「編成主体のあり方」「教育課程の評価・改善」「教育課程の全体構造」「内容選定の基準」の4点で研究を進めた。なお、「編成主体のあり方」については、子ども達に直接の影響を与えることができ、編成主体が教師である「教室レベル」の体育科カリキュラムの開発を中心として論じた。</p> <p>論文の構成は以下のとおりである。第1章では、小学校体育科の器械運動領域の「マット運動」「跳び箱運動」におけるはね動作を習得するための体育科カリキュラムの開発について考察した。まず、器械運動領域における「内容選定の基準」の問題について、金子(1987)による「マット運動」「跳び箱運動」のわざの整理を参考に、2008年版小学校学習指導要領解説体育編に例示された技の内容編成について分析を行った。2017年版の小学校学習指導要領解説体育編の内容編成において2008年版から改善された点として、「マット運動」における「ほん転技群回転系」の技が例示されたように、器械運動の「素材の技術構造を基準とした分類論」における研究の成果を踏襲し、「マット運動」や「跳び箱運動」における技の例示がなされていることを示した。しかし、例示された技自体が難しすぎることや、「マット運動」と「跳び箱運動」の「技能・技術習熟との関係認識に基づいた教材の順序構造化」を具体化した授業や実践の検証が課題として挙げられた。これらの分析を考慮した上で、ほん転技群はね起きグループの主要な内容となるはね動作を習得するための体育科カリキュラムを開発した。</p> <p>第2章、第3章では、開発した体育科カリキュラムを実施し、児童のはね動作の技能の達成</p>			

度に焦点を当てて分析を行い、体育科カリキュラムを改善した。第2章では、第1章で作成した「学校レベル」の指導計画をもとにした、中学年において実施した体育科カリキュラムと達成した体育科カリキュラムについて分析を行った。その結果、「アンテナブリッジ」「前転ブリッジ」の教材の有効性や、はね動作を習得した上で頭越しの回転を含むはね動作を習得するという教材の順序性は有効だと推察された。しかし、指導内容や指導方法をより精選し、実現可能な単元計画に改善することが課題として残された。第3章では、高学年の体育科カリキュラムを改善し、高学年において実施した体育科カリキュラムと達成した体育科カリキュラムについて分析を行った。その結果、「ステージからのはね下り」の教材の有効性や、「アンテナブリッジ」と「ステージからのはね下り」をつなぐ「前転ブリッジ」の有効性が推察された。しかし、空中局面や段差のある場での落差に慣れるための時間が必要であることも示唆されたため、中学年において頭越しの回転を含むはね動作を確実に習得した上で、高学年において段差のある場で空中局面が伴う頭越しの回転を含むはね動作の技能発揮に時間をかけられるような単元計画に修正しなくてはならない点が課題として残された。

最後に終章では、本研究における成果と残された課題について述べた。本研究で開発した教室レベルの体育科カリキュラムについては、「技能目標」においては、一定程度の効果があることを示すことができた。しかし、「認識目標」「社会的合意目標」「情意目標（教科内容の追求態度）」「情意目標（学習集団への参加態度）」については、詳細に検証できていない点が課題である。また、本研究では、中・高学年に焦点を当てて研究を進めたため、低学年の時期における「体験目標」の内容を明確に示せていない点も課題である。さらに、本研究で取り扱った指導計画は、「マット運動」の検証にとどまってしまったため、「マット運動」と「跳び箱運動」における「構造上きわめて密接な類縁性」について検証できなかったことも課題として残された。

本論文は、次の2点で高く評価できる。

1. 1958年の学習指導要領改訂により、小・中・高等学校の教育課程につき法的拘束力をもつ国家基準であるとの行政解釈が強調されたため、教育課程の編成権をもつとされる学校レベルや教師レベルの体育科カリキュラム開発の研究は困難で成果は限られている。それに対して、本研究は、小学校体育科の器械運動領域におけるはね動作習得という限られた対象ではあるが、学校レベルと教師レベルの体育科カリキュラムの開発を実証的に行った。
2. 体育科カリキュラムの開発を、学習指導要領や学校の年間指導計画などの「意図したカリキュラム」、学校、教室で実際に行われた「実施したカリキュラム」、子ども達が実際に学んだ内容である「達成したカリキュラム」という3つの階層構造で捉え、学校と教室レベルの体育科カリキュラムの開発を実証的に実施した。その結果、学校と教室レベルで「達成したカリキュラム」に基づき、「実施したカリキュラム」や「意図したカリキュラム」を改善する体育科カリキュラムの評価・改善の道筋を実証的に明らかにした。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和 3年 2月 5日